

## 1. はじめに

2013 年 2 月、安倍内閣総理大臣は、その施政方針演説において「世界で最もイノベーションに適した国を創り上げる」旨を発表されました。こうしたなか、知的財産戦略本部において、今後 10 年先のイノベーション環境を見据えた「知的財産政策ビジョン」を策定すべく議論が進められていることは大変意義深く、International Business Machines Corporation (IBM) に意見を表明する機会を与えていただき、感謝致します。

IBM は、情報技術の研究、開発、設計、製造および関連するサービスの分野において、グローバルなイノベーターであると自負しております。IBM は年間におよそ 60 億ドルを R&D に投資し、約 10 億ドルの IP 関連収入を得ております。また、IBM はグローバルに数万件の特許ポートフォリオを擁し、米国においては 20 年に亘り、各年間で最も多くの特許を付与されてきました。一方、IBM は、多くは被告として数々の特許訴訟にも関わって参りました。

このように権利者側として防御側として知財制度に対して大きな利害関係を有するため、IBM は「知的財産政策ビジョン」について、バランスの取れた提言を行うことができるものと考えています。以下、意見を述べさせていただきます。

## 2. イノベーション環境を巡る状況認識

今日のイノベーション環境を語る上で、欠くことのできない重要な概念の 1 つは、“グローバル化”です。これは、企業同士がグローバルに経済競争を繰り広げることを意味するのみならず、国同士或いは地域同士がイノベーション環境を巡り、グローバルに競争していることを含みます。つまり、知的財産政策を含むイノベーション環境が最も優れた国や地域に、世界中から人材、資金、設備等の投資が集中することを意味します。したがって、我が国のイノベーション環境が、他国と比べて魅力的か否かが問われており、安倍首相が述べた「世界で最もイノベーションに適した国を創り上げる」ことは、世界で最も魅力的なイノベーション環境を整備することに他なりません。その意味で、イノベーション環境の重要なインフラである知的財産政策が果たす役割は非常に大きく、我が国の知的財産政策もまたグローバルな競争に晒されていることをまずもって認識すべきです。

もう一つ重要な概念として、“プレーヤーの多様化”が挙げられます。これまで知的財産制度を利用していたのは、主に先進国の大企業でした。しかしながら、今日のそれは、先進国のみならず、新興国を含み、大企業のみならず、中小企業、スタートアップ企業の他、一般の個人をも含みます。さらに、知的財産の活用方法が複雑化・多様化するとともに、技術標準化団体、専ら知的財産権の行使を生業とする NPE (Non Practicing Entity)、知的財産権の仲介業者<sup>i</sup>等も知的財産制度を利用してそれぞれ現実に活動を行っています。知的財産政策は、このようなユーザの多様化を踏まえて、決定されるべきです。

### 3. 検討が望まれる視点

#### (1) 過去の知的財産政策の検証

過去 10 年に亘り、我が国は知的財産高等裁判所の設置を含め、他国に例を見ないほど数々の法改正を実施し、力強く知的財産政策を推し進めてまいりました。今後 10 年の政策を議論する前に、これら過去の政策が、我が国のイノベーションの促進、経済成長にどれほど効果があったかという検証をすべきと考えます。例えば、特許訴訟を挙げると、我が国における訴訟の数やその勝訴率、認容される損害賠償額などの点が、他国、特に米国や欧洲特許紛争の主戦場であるドイツのそれらと比べて差異が存在する場合、このような日本の状況が企業の研究開発投資に影響を与えていないのか、なぜこのような差異が生じるのか、そして結局のところ、現在の知財制度が日本の産業競争力の強化に十分なものであるかどうか、という総合的な検証がなされるべきと考えます。

#### (2) 透明性の確保

透明性の確保は、あらゆる制度の大前提であり、より多くの情報がよりオープンに公開されることで、制度のチェック＆バランスが有効に機能することが期待され、知的財産制度もこの例外ではありません。透明性には、例えば、知的財産の真の権利者が明らかであること、ある知的財産権が法的紛争の対象になっているか否かを容易に知ることができる、特許審査等に関する様々な統計的なデータが公開され制度の現状や改正の効果を検証することができること、ライセンスの提供条件、とりわけ技術標準の場合には完全なライセンス条件が早期に公になること、成立した権利の特許請求の範囲が明確であること等が含まれます。

#### (3) 知的財産制度の国際調和<sup>ii</sup>

我が国により多くの投資がなされるためには、我が国の知的財産制度が他国の知的財産制度と調和的であることは当然ですが、これでは足りず、我が国の知的財産制度が他国の知的財産制度に有形・無形の影響力を及ぼし、世界の知的財産制度調和の方向性をリードすることが必要と考えます。

国際調和をリードするためには、例えば、特許制度の場合、1)与えられる特許の質が高く<sup>iii</sup>、2)審査プロセスがオープンであり<sup>iv</sup>、3)早期に審査結果が利用可能となる、ことが必要です。これに関して、我が国特許庁は非常にユニークな立場にあると考えます。すなわち、我が国審査官はその審査能力が高く、日本語文献だけでなく英語文献に対しての先行技術調査能力及び審査能力を有します。このように、アジア系言語とヨーロッパ系言語の両方に通じた優秀な審査官の存在は、他国にはない日本独自の強みです。

したがって PPH (Patent Prosecution Highway) や Global Dossier System、英語 PCT 出願などの取り組みを更に推し進める<sup>v</sup>ことができれば、日本の審査能力に対する信頼性がさらに向上し、必ずしも審査能力が十分ではないアジア諸国等に貢献することができるだけでなく、実質的に世界各国での特許審査に影響を与えることができます。

なお、知的財産制度の議論においては、特許庁のみならず裁判所についてもシームレス

に考慮されるべきです<sup>vi</sup>。よって、「知的財産政策ビジョン」は、司法のあり方についても積極的に提言を行うことを期待します。

#### (4) 知的財産権の権利行使のあり方

知的財産を巡るプレーヤーが多様化する中で、知的財産権行使の態様も多様化しており、産業界は新たな課題が突きつけられています<sup>vii</sup>。つまり、知的財産権の効力としての差止請求をそのまま認めることができ、必ずしも妥当でない場合が少なからず存在することに誰もが気付いています<sup>viii</sup>。

他国での判例が出ていますが<sup>ix</sup>、ここでも、我が国の知的財産権に関する知見が他国の知的財産権の保護と利用の調和に影響力を及ぼし、我が国が世界の差止請求権をめぐる議論の方向性をリードすることが必要と考えます。

差止請求認否の議論をリードするためには、判例の蓄積を待つ、という受け身の姿勢では、スピード感に欠けますし、何より予見性に欠けます。したがって、内外の幅広いプレーヤーが参加するオープンな議論を通じて、どのような場合に差止請求が認められるべきか、また制限されるべきか、他の競争政策との整合性、中立性等を考慮しつつ、差止請求に関しての議論が積極的に行われるべきと考えます。

なお、差止請求をめぐる紛争は、最終的には裁判所の判断を仰ぐことになりますが、裁判所が上記議論の内容を尊重するよう、立法を含め、適切な政策実現手段が採られることを期待します。

#### 4. おわりに

かつて IBM の社運を賭けて開発したシステム 360 は大成功を収め、IBM はコンピュータの世界で他社の追随を許さぬ地位を固めました。しかしながら、この成功が、メインフレームからワークステーションへの変化への対応を遅らせ、IBM は 1990 年代初頭に存亡の危機を迎えます。

日本は、一時期ものづくりにおいて大成功を収めました。しかしながら、その成功故に、かつての成功モデルから抜け出すことに苦労し、グローバル化、プレーヤーの多様化等の変化への対応が遅れているようにも見受けられます。

検討されている「知的財産政策ビジョン」が今後 10 年先のイノベーション環境を見据え、前例主義を廃し、“オールジャパン”という表現に見透けるような一国自前主義や国内企業偏重主義に陥ることなく、策定・実行され、結果として、我が国から益々多くの真のグローバル企業を輩出し、また世界中からグローバル企業を呼び込み、日本が再び世界の成長センターとなることを願い、以上の通り、IBM の意見を申し上げます。

---

<sup>i</sup>仲介業者が提供するサービスとしては、知的財産管理のサポート、知的財産売買の支援、知的財産ポートフォリオの構築支援、防衛的な特許集積などを挙げることができます。

WIPO Economics & Statistics Series, 2011 World Intellectual Property Report -The Changing Face of

Innovation- ([http://www.wipo.int/freepublications/en/intproperty/944/wipo\\_pub\\_944\\_20](http://www.wipo.int/freepublications/en/intproperty/944/wipo_pub_944_20)

---

11.pdf) 参照

ii 制度調和の前提として、まず関係省庁や裁判所による情報発信力を強化する必要があります。例えば、中国特許庁 (SIPPO)、韓国特許庁 (KIPO) などは、母国語のみならず英語での情報発信にも熱心に取り組んでいます。併せて、本「知的財産政策ビジョン」についても、その成立過程を含め、英語による情報発信がなされることを期待致します。

iii 特許の質とは、特許出願がどれだけ周到に準備され適切に審査されたか、成立した特許が権利として安定しているか、そして特許の範囲が明確で特許を受けるに値する範囲にどれだけ適切に整合しているかを意味します。ここでの特許の質は、技術的利点や特許価値とは別のものです

iv ウェブ技術を用いて、公衆の知恵を審査プロセスに利用する試みとしては、米国、オーストラリア、英国の特許庁との協力の下に行われた PeertoPatent プロジェクト (<http://peertopatent.org/>) が知られています。また、我が国においても、一般財団法人知的財産研究所が PeertoPatentJapan プロジェクト (<http://peertopatent.jp/>) を 2013 年 2 月より、開始しています。

v 例えば、英語 PCT 案件の国内段階において英語出願をそのまま審査着手するなど英語審査の範囲を拡大し、日本語文献及び英語文献を含む先行技術文献調査の対象及びその検索式を公表し、その審査結果を他庁に先駆けて英語で発信することが考えられます。また、このような状態は、グローバル企業に第一国として日本国を選択させるよう強く動機付け、我が国審査の影響力がより強化され、好循環をもたらすものと考えられます。

vi 例えば、専門官庁である特許庁が行った特許の有効性に関する判断を、裁判所がどの程度尊重すべきかについて、他国（特に米国およびドイツ）の制度や実態を踏まえて検討するなど、我が国の知的財産政策を実現する上で車の両輪となるべき特許庁と裁判所との連携のあり方について、議論を行うべきと考えます。

vii 例えば、一般財団法人知的財産研究所、標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究 ([http://www.iip.or.jp/summary/summary2011.html#23\\_01](http://www.iip.or.jp/summary/summary2011.html#23_01)) 参照

viii 例えば、RAND (Reasonable and Non Discriminatory Licensing) 宣言後のライセンス交渉で料率が Reasonable かどうかで折り合わずライセンス交渉が決裂した場合、或いは、RAND 宣言後に対象特許が第三者に譲渡された場合、その特許の権利行使に制限を課すべきか等、議論すべきと考えます。

ix 例えば、eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C. 事件米国最高裁判決 (<http://www.supremecourt.gov/opinions/05pdf/05-130.pdf>) 参照